

平成30年度島しょ地域医療従事者確保事業（案）について

1 島しょ地域医療従事者確保事業（保健医療政策区市町村包括補助事業 選択事業）

(1) 目的

東京都の島しょ地域に存する町村が、当該町村内に勤務する医療従事者の確保及び定着のために現地見学会を開催する場合、その事業を支援することにより、当該地域の医療の充実を図る。

(2) 対象経費等

- ア 参加者旅費（本土と島しょとの間の旅費）の助成に係る経費
対象経費の上限：最も経済的な通常の経路及び方法による額の3分の2
- イ 上記事業を実施するために必要な募集広告経費
補助基準額：150千円

(3) 補助率 2分の1

(4) 補助条件等

- ア 補助対象は島しょ地域に存する町村とする。
- イ 同一人に係る旅費の補助は、1島につき1回を上限とする。
- ウ 対象職種

医	医師、歯科医師
薬	薬剤師
看	看護師、准看護師、助産師
放	診療放射線技師
検	臨床検査技師、衛生検査技師
工	臨床工学技士

リハ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士
栄	管理栄養士
歯	歯科衛生士、歯科技工士
他	その他医療機関に必要な医療職種

2 平成29年度からの主な変更点

(1) 対象職種の拡大

看護職員
(看護師、准看護師、助産師)

医療機関に必要な医療職種

- (2) 区市町村が主体的に実施する事業に対する支援を目的とする「保健医療政策区市町村包括補助事業」に組み入れ、選択事業の一事業とする。

保健医療政策区市町村包括補助事業（参考）

(1) 目的

医療保健政策区市町村包括補助事業は、地域の実情等を踏まえたきめ細かな医療保健サービスを展開するため、身近な地域保健の実施主体である区市町村が、主体的に実施する医療保健分野にわたる事業に対し支援を行い、医療保健サービスの向上を図ることを目的とする。

(2) 対象事業

先駆的事业	新たな課題に取り組む医療保健分野の試行的事業で都が別に例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの
選択事業	都が目指す医療保健政策の実現を図り、列挙する各政策分野の事業から、区市町村が選択して実施するもの また、区市町村が地域の特性を踏まえ、医療保健分野において独自に企画して実施するもの
一般事業	市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む事業 ア 初期救急事業 イ 保健医療サービスの充実に資する事業